

◎ 異常気象等時における船舶交通の危険を防止するための措置、船舶の安全な航行等を援助するための措置、対策の実施に関する協議会等を規定

【法令名】

海上交通安全法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和3年6月2日 号外第122号 11ページ
【法令番号】	令和3年6月2日 法律第53号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※第4条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>【一 海上交通安全法の一部改正関係】</p> <p>1 障害発生等時における船舶交通の危険を防止するための措置の強化 海上保安庁長官が、船舶交通の障害の発生等により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について制限することができる対象として、停留又はびょう泊をすることができる船舶又は時間を追加することとした。(第26条第1項関係)</p> <p>2 異常気象等時における船舶交通の危険を防止するための措置</p> <p>(一) 海上保安庁長官は、異常な気象又は海象（以下「異常気象等」という。）により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、当該海域における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること等ができることとした。(第32条第1項関係)</p> <p>(二) 海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、必要があると認めるときは、当該海域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。(第32条第2項関係)</p> <p>3 異常気象等時における船舶の安全な航行等を援助するための措置</p> <p>(一) 海上保安庁長官は、異常気象等による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある海域において航行等をしている船舶に対し、当該海域において安全に航行等をするために当該船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供することとし、当該船舶は、当該海域において航行等をしている間は、当該情報を聴取しなければならないこととした。(第33条関係)</p>

(二) 海上保安庁長官は、異常気象等により、(一)の船舶の航行等に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告し、当該勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとした。(第 34 条関係)

4 異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関する協議会

海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとし、協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととした。(第 35 条関係)

【二 港則法の一部改正関係】

1 異常気象等時における船舶の安全な航行等を援助するための措置

(一) 港長は、異常気象等による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある区域において航行等をしている船舶に対し、当該区域において安全に航行等をするために当該船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供することとし、当該船舶は、当該区域において航行等をしている間は、当該情報を聴取しなければならないこととした。(第 43 条関係)

(二) 港長は、異常気象等により、(一)の船舶の航行等に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告し、当該勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとした。(第 44 条関係)

2 異常気象等時における海上保安庁長官による港長等の職権の代行

海上保安庁長官は、一の 2 の(一)の海域からの退去を命じ、又は一の 2 の(二)の海域からの退去を勧告しようとする場合において、これらの海域及び当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるときは、港長等に代わって第 39 条第 3 項及び第 4 項に規定する職権を行うこととした。(第 48 条第 1 項関係)

【三 航路標識法の一部改正関係】

1 工事原因者の工事の施行等

海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識（以下「管理航路標識」という。）に関する工事以外の工事（以下「他の

工事」という。)又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為(以下「他の行為」という。)によって必要を生じた管理航路標識に関する工事等を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にさせることができることとした。(第3条関係)

2 海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等の承認

(一) 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事等をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならないこととした。(第4条及び第5条関係)

(二) 海上保安庁長官は、(一)に違反する行為をした者等に対し、(一)の承認を取り消し、その効力を停止し、又は工事等の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずることができることとした。(第6条第1項及び第2項関係)

(三) (二)により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者(三において「義務者」という。)を確知することができないときは、海上保安庁長官は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行うこと等ができることとした。(第6条第3項関係)

3 航路標識協力団体

(一) 海上保安庁長官は、(二)の業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる一定の団体を、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができることとした。(第7条関係)

(二) 航路標識協力団体は、(一)による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとすることとした。

(第8条第1項関係)

- (1) 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事等を行うこと。
- (2) 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。
- (4) 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(三) 航路標識協力団体は、(二)の(1)の業務として、管理航路標識に関する工事等をしようとするときは、当該工事の設計等について海上保安庁長官に協議しなければならないこととし、協議が成立することをもって、2の(一)の承認があったものとみなすこととした。(第8条第2項及び第3項関係)

(四) 海上保安庁長官の航路標識協力団体に対する監督等を定めることとした。(第9条関係)

(五) 海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>とした。(第 10 条関係)</p> <p>4 異常気象等又は非常災害時における航路標識の設備の変更手続の合理化</p> <p>第 11 条第 1 項の許可を受けた者は、二の 1 の(-)による情報の提供が行われている区域等にある電波を使用する航路標識の設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならないこととした。(第 13 条第 3 項関係)</p> <p>5 航路標識に関する費用</p> <p>(一) 2の(-)の承認を受けて海上保安庁以外の者がする管理航路標識に関する工事等に要する費用は、当該工事等をする者が負担しなければならないこととした。(第 31 条関係)</p> <p>(二) この法律の規定による義務又はこの法律の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならないこととした。(第 32 条関係)</p> <p>(三) 海上保安庁長官は、他の工事又は他の行為により必要を生じた管理航路標識に関する工事等の費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にその全部又は一部を負担させることとした。 (第 33 条関係)</p> <p>(四) 海上保安庁長官は、2の(三)又は5の(三)に基づく負担金をその納期限までに納付しない者に対し、納付すべき期限を指定して督促しなければならないこととし、当該者がその指定の期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例により負担金及び延滞金を徴収することができることとした。(第 34 条関係)</p> <p>6 海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信</p> <p>海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支障のない限り、二の 1 の(-)による情報の提供が行われている区域等内において、当該者に代わって電波を使用する航路標識による情報の送信を行うことができることとした。(第 36 条関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・ 海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）・ 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）・ 航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）